平成 22 年 3 月 31 日付け佐賀県公報号外第 4 号中訂正

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(佐 賀県規則第19号)中

ページ	2	箇所	左から8行目				
誤	(3) 表	●面改質					
正	(I	₹面改質 業関係) 電極形成	装置によるもの)	II.	7,220円	
ページ	2	箇所	左から7行目				
誤	(2) 表	●面改質					
正	(I	₹面改質 業関係) 電極形成	装置によるもの)	1 時間	7,220円	